

令和4年度志村坂上おとしより相談センター 事業計画書

1 組織・運営体制等

(1) 組織・運営体制

○重点事業・目標の設定

目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援体制整備事業を通して、助け合い・支え合いの地域づくりの推進。 2 志村地区の医療・介護連携を図る。 3 認知症を地域で温かく見守る体制の推進。 4 介護予防・健康づくりの推進。
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 総合相談支援事業 () <input type="checkbox"/> 権利擁護事業 () <input type="checkbox"/> 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 () <input type="checkbox"/> 地域ケア会議の実施 () <input checked="" type="checkbox"/> 在宅医療・介護連携推進事業 (志村地区で専門職種の連携会議を開催) <input checked="" type="checkbox"/> 生活支援体制整備事業 (支え合い志村に定期的に参加し、活動実施) <input checked="" type="checkbox"/> 認知症総合支援事業 (認知症サポーター活動支援、養成講座開催) <input checked="" type="checkbox"/> 介護予防・生活支援サービス事業 (老人クラブ実態把握、4、11月に元気力測定会開催) <input type="checkbox"/> 一般介護予防事業 ()

○研修計画 ※個人情報保護措置の研修については必須記載※

センター主催	<p>【研修内容】 権利擁護、苦情対応、介護予防等</p> <p>【時期】 5月、9月、1月</p> <p>【回数】 年3回</p>
法人主催	<p>【研修内容】 個人情報保護法、感染症対策、医療安全、ビジネスマナー等</p> <p>【時期】 法人の研修計画に応じて受講</p> <p>【回数】 年4～5回</p>

イ 地域包括支援ネットワーク構築・実態把握

○地域における現状やニーズの把握に関する取組計画

【地域特性の把握内容】

志村地区は9町会あり、坂上と坂下で自然災害（特に水害）に対する防災意識が異なる。坂上と坂下に1カ所ずつ銭湯がある。担当圏域内にはスーパー等が多く買い物しやすい地域である。公共交通機関を使って都心にも出かけやすい。都営住宅が多く、高齢化により安否確認が取れない場合、J K Kや自治会長等と連携して対応することが増えている。

【町会・自治会・民生委員等との連携にかかる計画】

各事業の周知・協力依頼等を含めて町会長会議に出席し、地域センターや町会との繋がりをもちながら、地域活動に参加していく。

【相談協力員連絡会の計画】

外部講師の講義、新規施設等見学、介護事業所との交流を開催（年1回）。

○地域における関係機関・関係者のネットワークの管理

把握情報	<input checked="" type="checkbox"/> 介護サービス事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 民生委員
	<input type="checkbox"/> その他（		）
管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> マップ（紙）	<input type="checkbox"/> マップ（データ）	
	<input checked="" type="checkbox"/> リスト（紙）	<input type="checkbox"/> リスト（データ）	
	<input type="checkbox"/> その他（		）

ウ 高齢者見守り事業

高齢者見守り ネットワーク事業	新規登録者、継続登録者は年1回訪問する（継続の方は要支援・要介護認定と把握している方は除く）。要介護の方は担当の介護支援専門員に現状を電話で確認する。訪問、電話で安否が不明な場合は、緊急連絡先や担当の民生委員に連絡し、状況を把握する。また緊急連絡先に変更はないかを訪問時に確認し、変更届や取消届を提出し、緊急時に対応できる様にする。
高齢者見守り キーホルダー事業	地域活動（防災フェア、訓練、祭り、出前講座）に参加し、周知活動及び交付を行う。

②権利擁護事業

ア 高齢者虐待の防止・対応

○高齢者虐待の防止・対応に関する取組計画

- ・虐待通報があった場合には迅速に対応する。訪問は原則2名で行い、緊急性を判断する。
- ・所内で虐待研修を行い、知識を身につける。（新任職員は外部研修に参加する）
- ・虐待防止検討委員会を設け、定期的に検討をしていく。
- ・関係機関と連携する。区へ報告し、高齢者虐待情報収集シートを作成、提出する。モニタリングを行い、支援の終結に向けて支援する。

イ 困難事例への対応

○困難事例への対応に関する取組計画

認知機能の低下、独居、家族の関係が希薄、精神疾患を抱えている等、複合的に課題を抱えている方が困難事例となりやすい。関係者と連携を図りながら、地域の方の理解や協力を得られるよう関わっていく。

ウ 消費者被害の防止・対応

○消費者被害の防止・対応に関する取組計画

相談協力員へ、消費者センターからの情報提供や講座開催を計画する。
新しい情報が入った場合は、事業者交流会などで随時、介護事業所に周知していく。

エ 成年後見制度利用支援

○成年後見制度利用支援に関する取組計画

- ・成年後見制度の活用に向けて、地域や介護事業所等を対象に講座を開催。（サポセンに依頼）
- ・対象者の状態把握を行い、主治医やサポセンとの連携を図る。
- ・代理人が選定された後、必要な情報提供や連携をとり、対象者の支援を行う。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ア 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

○包括的・継続的ケアマネジメントにおける環境整備に関する取組計画

地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の異動・入退職により、新規要介護者の受け入れが難しい。定期的な交流会や勉強会で顔の見える関係づくりを目指して相互関係を築く。
また感染状況やテーマによってはオンラインでの開催を継続して行く

○事業者交流会の開催計画

研修	【参加対象】介護事業所、医療機関、民生委員、その他関係機関 【テーマ】権利擁護、虐待、詐欺被害、医療連携、認知症など 【実施時期・回数など】年3回
事例検討会	【参加対象】介護事業所、医療機関、民生委員、その他関係機関 【テーマ】センターまたは介護支援専門員からあがった困難ケース 【実施時期・回数など】年1回
上記以外の意見交換会	【参加対象】介護事業所、医療機関、民生委員、その他関係機関 【テーマ】アンケートをとり、検討する 【実施時期・回数など】年2回

イ 介護支援専門員等への支援

○介護支援専門員等への支援（ケアプラン自己作成も含む）に関する取組計画

- ・頻回な事業所変更や多問題を抱える対象者などの困難事例の相談への対応を継続する。
- ・暫定サービス利用時や更新の結果が有効期間内に出ないと予測された場合は、居宅介護支援事業所と連携していく。

④地域ケア会議の実施

○地域課題等を踏まえた地域ケア会議の実施計画

- ・小地域ケア会議は、年1回、個別課題を地域課題として検討する。
- ・地区ネットワーク会議は、志村地区（清水・志村坂上・蓮根）合同で開催する。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

○在宅医療・介護連携推進のための多職種連携に関する取組計画

志村地区の地区ネットワーク会議を合同開催予定。
 専門職種と地域住民とのネットワークの構築を目的として開催する。地域でどのような活動を行い、また専門職種はどのような業務を行って地域の高齢者との関わりや支援をしているのかを情報共有し、連携しやすい体制を作る。

⑥生活支援体制整備事業

○協議体及び生活支援コーディネーターとの連携・協働に関する取組計画

- ・定期的に支え合い会議に参加する。テーマに応じて情報提供を行う。
- ・支え合い会議で作成した老人クラブをまとめたものについて、内容変更の有無を確認し、定期的な更新ができるように提案していく。他の事業で老人クラブ会長に相談し、元気力測定会や認地笑かるたの普及啓発を計画しているため、センターが主体的に確認していく。

⑦認知症総合支援事業

<p>認知症の普及啓発・ 認知症予防の推進に関する 取組計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認サポ養成講座開催。(看護学校、町会、警察など) ・9月のアルツハイマー月間には志村図書館へ挨拶に行き、センター便りやパンフレットを置いてもらう。 ・老人クラブでの認地笑かるたを実施や、町会長会議での周知を行う。 ・地区民協での認知症の普及啓発にかかる周知。
<p>医療・ケア・介護サービス・ 家族介護者への支援に関する 取組計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もの忘れ相談事業の実施。(年3回、参加者は各2名ずつで計6名) ・初期集中支援事業を隔月で開催。必要時はアウトリーチと連携。所内や地域の介護事業所への周知により、対象者を把握。週1回、新規相談カンファレンス時に、認知症相談については関連した事業に繋げる必要性を各自が意識して検討する。 ・認知症カフェの現状の把握と新規立ち上げ支援。
<p>地域支援体制の強化、認知 症バリアフリーの推進、 若年性認知症、社会参加支 援に関する取組計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター交流会、本人ミーティングの場、認知症サポーターの活動の場として担当圏域の2か所のグループホームとの繋がりづくりを行う。 ・見守りキーホルダーの周知、交付を行う。
<p>認知症地域支援推進員とし ての重点的な取組計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初期集中支援事業の実施、周知活動。 ・声かけ訓練による認知症の理解と地域づくり。 ・認知症カフェの新規立ち上げ意向確認と支援。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

○介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業) に関する取組計画

担当圏域内外問わず、日頃から居宅介護支援事業所との関わりを重要視して、予防給付管理件数の3割を委託し、利用者や家族の意向を確認しながら自立支援、重度化防止に向けて支援を行う。

イ 短期集中型通所サービス、住民主体の通所型サービス

○要支援1、2、事業対象者のサービスの利用に関する取り組み計画

要支援1、2の方も短期集中のサービスの利用が可能（会場まで行ける）であれば、つなげるよう所内に声かけを行う。住民主体の通所型サービスの事業所から情報があつた場合は連携を取り、対象者にアプローチする。担当圏域に住民主体の通所型サービスはない為、圏域外の事業所との連携を継続する。

②一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

○事業対象者の把握及びチェックシートの活用に関する取組計画

- ・4月、11月に元気力測定会を志村坂上地域センターで実施。
- ・老人クラブ7団体の活動状況の把握と場所を確認し、令和5年度の測定会について検討。

イ 介護予防普及啓発事業

○介護予防普及啓発に関する取組計画

「高齢者福祉サービスのご案内」を使い、介護予防に係る事業について出前講座等で周知する。

ウ 地域介護予防活動支援事業

○介護予防活動団体の立ち上げ及び継続支援に関する取組計画

- ・老人クラブを回る計画があり、実施状況や会場の広さを確認して10の筋トレなどを提案。
- ・担当圏域内にある団体へ活動状況の確認と関わりを保ち、地域の高齢者を参加に繋げていく。

エ 地域リハビリテーション活動支援への協力

○リハビリテーション専門職との連携による活動支援に関する取組計画

福祉用具の選定相談、介護予防の講座開催時の講師依頼を行う。